

特別警戒水位の設定

水系名	河川名	基準観測所名	基準水位 (m)			
			指定	警戒	出勤	特別警戒
木曽川(長良川)	伊 自 良 川	ふるかわばし橋	(2.40)	(4.20)	(5.40)	5.60
木曽川(揖斐川)	まき た 田 川	か ら す え 江	5.00	6.50	7.30	8.00
	く い せ 瀬 杭 川	し お た 田 ばし橋	(4.30)	(5.10)	(5.40)	5.60
		た か ぶ ち 高 刈	(4.50)	(6.50)	(7.00)	7.20

○ 指定水位

水防法で定める各水防管理団体が、水防活動に入る準備を行うための水位のことです。

○ 警戒水位

水防法で定める各水防管理団体が、出勤の準備に入る水位です。

○ 出勤水位

水防法で定める各水防管理団体が、水害の発生に備えて出勤する水位です。

○ 特別警戒水位

避難等の目安となる水位です。

(避難に関する住民への勧告や指示等は災害対策基本法に基づき自治体の首長の判断で行うものです。今回設定した水位をもって勧告等を行うものではなく、その判断の1つとして頂くための参考情報となります。)